伊勢原市立保育園における保育園給食物資納入業者登録に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市保育所条例(昭和33年伊勢原市条例第67号)第2条 に定める保育所における給食で使用する食材の適正な購入を図るため、保育園給食物 資納入業者(以下「納入業者」という。)を登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の登録要件)

- 第2条 納入業者として登録される者は、次の要件の全てを満たす者の中から選定する ものとする。
 - (1) 緊急時の対応が可能な位置に店舗が存在すること。
 - (2) 指定した期日及び時刻までに指定した場所へ納品する能力を有すること。
 - (3) 伊勢原市保育所管理規則(平成10年伊勢原市規則第8号)第9条に規定する保育所の休日以外の日で同条の規定する保育時間内に営業していること。
 - (4) 経営が安定していること。
 - (5) 店舗、工場、その他物資を管理する施設の所在地周辺の環境が衛生的であること。
 - (6) 店舗、工場、その他物資を管理する施設の施設設備が衛生的であり、かつ、従業員の健康管理が十分に行われていること。
 - (7) 物資納入のために使用する車両及び容器が衛生的に保持されていること。
 - (8) 生鮮食品を扱う業者にあっては、保健所の指導に従っていること。
 - (9) 保育園給食に対して深い理解を有し、協力的であること。
 - (10) 市長が立入検査をすることにあらかじめ同意すること。

(登録の申請)

- 第3条 納入業者として登録されることを希望する者は、保育園給食用物資納入業者登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類(かながわ電子入札共同システム又は伊勢原市小規模契約希望者登録要綱(平成17年伊勢原市告示第117号)に基づく登録がされているものについては、第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 食品衛生監視表の写し
 - (2) 保健所許可証の写し
 - (3) 誓約書(第2号様式)
 - (4) 納税証明書の写し

(立入検査)

- 第4条 市長は、前条の規定に基づき申請をした者(以下「申請者」という。)が第2条 に定める要件を満たすことを確認することについて必要な限度に限り、当該申請者に 対して立入検査をするものとする。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する書面を携帯し、申請者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録)

- 第5条 市長は、申請者が第2条に定める要件を満たすことを確認した場合は、保育園 給食用物資納入業者登録簿(第3号様式)に登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により申請者を納入業者として登録した場合は、当該申請者に 対して保育園給食用物資納入業者登録通知書(第4号様式)により通知するものとす る。
- 3 市長は、登録されなかった申請者に対して、登録されなかった旨及びその理由を記載した書面により通知するものとする。

(登録事項の変更)

- 第6条 前条の規定により登録された納入業者は、登録されている事項について変更が 生じた場合、速やかに保育園給食用物資納入業者登録事項変更届出書(第5号様式) により市長へ届け出なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合、当該納入業者の登録事項を変更するものとする。

(登録の取消し)

- 第7条 納入業者は、第5条第1項に規定する登録を取り消す場合は、保育園給食用物 資納入業者登録取消願書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する書面を受けた場合は、当該納入業者の登録を取り消し、そ の旨を書面で通知するものとする。

(市長の職権取消し)

- 第8条 市長は、納入業者が第2条に定める要件を満たしていることについて疑義が生じた場合、当該納入業者に対して立入検査をするものとする。
- 2 市長は、納入業者が第2条に定める要件を満たさないものと認めるときは、当該納 入業者に係る登録を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により納入業者の登録を取り消した場合は、取り消した旨及び その理由を記載した書面により通知するものとする。

(登録の有効期間)

- 第9条 納入業者の登録の有効期間は、登録された日から翌々年の3月31日までとする。
- 2 新たに納入業者として登録される日において、既に他の業者が納入業者として登録 されている場合は、前項の規定にかかわらず、新たに登録される納入業者の有効期間 は、登録された日から既に登録されている納入業者の有効期間の末日までとする。

(有効期間の更新)

- 第10条 市長は、納入業者の登録の有効期間を更新することができる。この場合において更新される登録の有効期間は、更新される前の有効期間の末日の翌日から翌々年の3月31日までとする。
- 2 納入業者は、前項に規定する有効期間の更新を受ける場合は、市長へ保育園給食用 物資納入業者登録更新申請書(第7号様式)により申請しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請により当該申請に係る納入業者の登録の有効期間を更

新することとした場合は、保育園給食用物資納入業者登録更新通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(物資の購入)

- 第11条 市長は、前条で登録した納入業者から物資を購入するものとする。 (緊急時の特例)
- 第12条 市長は、緊急に食材を購入する必要があるときは、前条の規定にかかわらず、 納入業者以外の者から食材を購入できる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年12月22日告示第164号)

この告示は、公表の日から施行する。

保育園給食用物資納入業者登録申請書

伊勢原市長殿

					年	月	日	
	<u>所 在 地</u>							
	事業所名							
	代表者名							
	電話		()				
	FAX		()				
1 納入品目	1魚介類5野菜・	頁•海藻 類			乳製品		P類 子類	
(対象に丸を付けてください)		am e Lukal	6豆腐類 10その		やく類)	0果)	:丁類	
2 開業年月日		年	月	日				
3 保育園給食納品経験年数		年		か月				
4 従業員数								
5 輸送能力								
6 店舗・倉庫の面積及び	店舗		m²	倉庫		m²		
冷蔵庫、冷凍庫の有無	冷蔵庫	4	ì	mª 冷凍原	車	台		m²
7 予なる時刊生	納入先							
7 主たる取引先	仕入先							
	金融機関名 店舗名							
8 振込先金融機関	普通	• 当座		口 座	番		号	
	口座名	召義人	フリガナ					
9 添付書類	□食品衛生監視表(写)							
	□保健所許可証(写)							
	□誓約書							
				録機関に登録	としていない	小場合)		
10 登録機関	□かながわ電子入札共同システム							
	□伊勢原市小規模契約希望者登録制度							

11 会社、店舗の地図

誓 約 書

私は、伊勢原市立保育園への給食物資納入にあたり、次のことを守ります。

- 1 従業員の健康管理や、衛生教育を徹底します。
- 2 納入物資については、店舗・倉庫等の環境衛生や取扱いに細心の注意を払い、不適 格品や不良品の無いようにします。
- 3 納入物資が、品質不良や異物混入などの不適格品や不良品である場合は、直ちに返品、引替え等の処置をとります。 また、その原因を突き止め、市に改善の報告をします。
- 4 納入物資に量目不足がないようよく注意し、不足があった場合には、直ちに補充します。
- 5 納入期日及び時刻を守ります。 交通事情等により時間に遅れる場合は、納入先の保育園に連絡を入れます。
- 6 給食物資を納入するときは外に置かず、必ず保育園の職員に引き渡して、受領書に 検収印を受けます。
- 7 児童の病気の原因が納入物資であった場合は、その損害に対し十分な責任を負います。
- 8 上記7の場合、又はその他の理由により不適格な業者であるとされたときは、登録を取り消されても異議はありません。 なお、そのときに生じた損害についての賠償は、求めません。
- 9 業者相互の心意を害するような営業はしません。
- 10 可能な限り国内で生産された食材で、遺伝子組換食品が使用されていないものを納入し、生産地、生産者等を明らかにします。
- 11 発注された品物の納入については、必ず本社が行うこととします。 なお、やむを得ず他の業者に納品させる場合は、事前に市に連絡をします。

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

所在地(住所) 事業所名 代表者(氏名)

(署名又は記名押印)

第3号様式(第5条関係)

保育園給食用物資納入業者登録簿

番号	納品品目 1魚介類・海藻類 2内類 3乳・乳製品 4卵類 5野菜・果物 6豆腐類 7こんにゃく類 8菓子類 9乾物・調味料 10その他	事業所名	代表者名	所在地	電話番号	備考

保育園給食用物資納入業者登録通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

年 月 日付けで提出されました保育園給食用物資納入業者登録申請は、審査の結果、次のとおり決定されましたので通知します。

決定区分

- □ 保育園給食用物資納入業者として登録します。
- □ 保育園給食用物資納入業者として登録しません。

事務担当は、

保育園給食用物資納入業者登録事項変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地(住所)

事業所名

代表者名

この度、保育園給食用物資登録申請事項に変更が生じましたので次のとおり届出いたします。

<変更事項>		
□業者名変更	□代表者名変更	□所 在 地 変 更
□振 込 先 変 更	□その他()

変更前	変更後

保育園給食用物資納入業者登録取消願書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者

所在地(住所)

事業所名

代表者名

電 話

F A X

この度、のため伊勢原市立

保育園給食用物資納入業者登録の取消しをお願い申し上げます。

保育園給食用物資納入業者登録更新申請書

伊勢原市長殿

					年	月 日	
	所在地						_
	事業所名						_
	代表者名						-
	電 話		()			-
	FAX		()			-
1 納入品目	1魚介類・海藻類 2肉類 3乳・乳製品 4卵類 5野菜・果物 6豆腐類 7こんにゃく類 8菓子類						
(対象に丸を付けてください)		det a Latet	10その)	0/C 1 /	~
2 開業年月日		年	月	目			
3 保育園給食納品経験年数		年		か月			
4 従業員数							
5 輸送能力							
6 店舗・倉庫の面積及び	店舗		m²	倉庫		m²	
冷蔵庫、冷凍庫の有無	冷蔵庫	4	ì	m² 冷凍庫	Ē	台	m²
7	納入先						
7 主たる取引先	仕入先						
	金融機関名 店舗名						
8 振込先金融機関							
□変更なし	普通	• 当座		口 座	番	号	
□ 変更あり(右欄に記入)	フリガナロ座名義人						
	□食品衛生監視表(写)						
9 添付書類	□保健所許可証(写)						
	□誓約書						
	□納税証明書(写)(10の登録機関に登録していない場合)						
10 登録機関	□かながわ電子入札共同システム □母類原本小規模契約系現業登録制度						
	□伊勢原市小規模契約希望者登録制度						

11 会社、店舗の地図

保育園給食用物資納入業者登録更新通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

年 月 日付けで提出されました保育園給食用物資納入業者登録更新申請は、審査の結果、次のとおり決定されましたので通知します。

決定区分

- □ 保育園給食用物資納入業者として登録を更新します。
- □ 保育園給食用物資納入業者の登録を更新しません。

事務担当は、